

国保税額の年額はこのようになります（モデルケース）

●ケース1

単身世帯 本人 67 歳 年金収入 130 万円（所得 10 万円）の場合



	改正前	改正後
	6割軽減対象	7割軽減対象
医療分	16,800円	13,800円
後期分	3,200円	5,400円
合計	20,000円	19,200円
増減	—	△800円(月額66円減)

●ケース2

夫婦2人世帯 夫 63 歳 年金収入 60 万円、営業所得 70 万円（所得 70 万円）
妻 62 歳 年金収入 50 万円（所得 0 円）の場合



	改正前	改正後
	4割軽減対象	5割軽減対象
医療分	62,700円	60,500円
後期分	12,400円	21,600円
介護分	18,900円	26,100円
合計	94,000円	108,200円
増減	—	14,200円(月額1,183円増)

●ケース3

夫婦2人・子1人世帯 夫 47 歳 給与収入 265 万円（所得 167 万 3,600 円）
妻 43 歳（収入なし）、子 17 歳の場合



	改正前	改正後
	軽減なし	2割軽減対象
医療分	174,700円	167,900円
後期分	34,800円	58,300円
介護分	38,200円	58,300円
合計	247,200円	284,500円
増減	—	36,800円(月額3,066円増)

●ケース4

夫婦2人・子2人世帯 夫 36 歳 給与収入 440 万円（所得 298 万円）
妻 31 歳（収入なし）、子 4 歳、子 2 歳の場合



	改正前	改正後
	軽減なし	軽減なし
医療分	284,800円	300,800円
後期分	57,100円	103,300円
合計	341,900円	404,100円
増減	—	62,200円(月額5,183円増)